

令和6年度第5回南相馬市原町区地域協議会 会議録

日 時：令和6年8月23日（金）13時30分～14時15分

場 所：南相馬市役所 本庁舎3階 第1会議室

委 員：

（委員数15名）

出席委員10名

会 長 平間 勝成	副会長 志賀 ゆかり	委 員 逢坂 晃
委 員 小林 五月	委 員 坂下 悦子	委 員 半谷 眞知子
委 員 田中 章広	委 員 鈴木 香織	委 員 藤原 ヒロ子
委 員 長川 清隆		

欠席委員 5名

委 員 鎌田 文代	委 員 貝塚 大暉	委 員 前田 一男
委 員 中村 博之	委 員 鈴木 洋道	

説明者：

都市計画課 課長 鈴木 隆
係長 中村 紀子
副主査 樋口 佳大

事務局：

1 開会

○事務局

委員の過半数が出席のため、会議の成立を確認。

原町区地域振興課	課長	戸浪	誠
原町区地域振興課	課長補佐	舘野	幸一郎
原町区地域振興課	主査	遠藤	恵子

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

鈴木香織委員、藤原ヒロ子委員を指名。

(2) 書記の指名

原町区地域振興課 遠藤主査を指名。

(3) 報告事項

南相馬市特別用途地区の決定(素案に関わるパブリックコメント手続きの
実施について

都市計画課 資料 に基づき説明。

南相馬市特別用途地区の決定(素案に関わるパブリックコメント手続きの 実施について

○平間会長

特別用途地区にする件は、具体的に小高の住民の方からから要望や何か具体的な動きがあり出てきたものなのか。

○都市計画課係長

今回の特別用途地区と用途地域の見直しについては、小高区の人口が現在3割ぐらいしか回復していない状況で、非常に空き家、空き地が目立っています。そこに、新たに参入したいという企業が相談に来ることがあります。そういった場合、今回のこの用途地域が原因で、企業が参入したくても、思うような施設を備えられないというような状況があったことから、今回の特別用途地域の設定を考えました。

住民の説明関係につきましては、これまで用途地域の見直しと併せて、この特別用途地域の説明も行っておりました。今年度1月に住民説明会を開き、住民の方々にこの特別用途の説明をお伝えし、住民の方にもご理解をいただいております。

補足しますと、先ほど説明の中でもありましたが、既存で震災前から工事を営まれている方々についても、用途地域が住居系にかかっている段階で、これ以上の増設ができないとか、今後、引き続き操業していきたいというような地元の声もあわせて受けている部分についても一定程度解消ができるということも含んでおります。

○田中委員

9ページの特別用途地区の決定に係る区域に全部がなっている田町2丁目や岡田の北ノ内・薬師堂の辺り、吉名の宮迫、南町など、これは何か理由があってこの区域は全部変更をかけた方が好ましい何か特別な理由があるのかどうかそういう好ましい理由って何かこの選定に根拠はあるのか。

○都市計画課長

9ページの一部と全部で分けて書いてありますが、これを図面で示したものが8ページの図面のこの黄色、黄色の着色に網掛けしているところになっております。

基本的にはこの黄色い第一種住居地域になっているところの中で文教ゾーンを除いたところを全部指定しているという状況になっております。一部としているのは、中に例えば、準工業地域が含まれていたりとか、商業地域が含まれていたりとかそういう一つの字の中に含まれているときに、一部というのは第一種住居地域の部分だけという意味での一部です。

○田中委員

用途改変した方が街中にも新たな産業が生まれるので、私としては推進していただきたいですが、土地の選定もしくは進出企業からの要望があった際にくれぐれも付近の構造物、それから住民の方の生活の問題も吟味した上で立地の許認可をしていただきたいと思います。報告事項だと思imasるので、私からはそういった懸念点があるということだけ申し上げたい。

○平間会長

付け加えて13ページに今、田中委員が言ったような危険性とか環境を悪化するのは駄目になっているのですね。結局は工場小規模の工場でもそれが歯止めになるのかと思ったが、危険性や、それを伴うというのはどの程度を言っているのか説明していただきたい。

○都市計画課係長

新たに進出してきた場合の話ですけれども、今回の基準となっている作業場の床面積600平米、原動機20kW以下という基準ですが、大体小規模とか中規模などの分類の工場になるかと思imas。例えば小高の小高ストアの床面積で大体450平米ぐらいで、そんなに大きい工場ということではなくて、比較的小規模中規模という工場を想定しております。それ以上の大きな工場が小高に来たいという話になったときには、国道6号を挟んだ東側に工業団地等ありますので、そういった地域に誘導していきたいと考えております。

あと住民の生活環境、住環境を守られるのかということですが、こちらにつきましては、多分一番心配されるのが騒音や振動などがあると思imasが、そちらの騒音等の基準につきましては現在の第一種住居地域と同じ基準を適用させるということで住環境の保全は守っていききたいと考えております。

○小林委員

13ページで気にかかるところが一点あります。基準が600平米以下で20kW以下となっていますが、どう扱っていくのか。環境に対する危険が少ない工場も、大きな工場もいいですとなった場合に危険ではないかと思うが、そこは

どのように考えているのか。

○都市計画課長

言葉の表現では非常に危険ではないかという印象を受けますが、今回市で提案している部分は、20kW、600平米という制約があるので、その大きさであれば、文言上はやや大きいという表現になりますが、やや大きい工場が大丈夫ということ積極的にアピールする考えはございません。ある程度以上の規模のものになれば、小高の新しい工業団地の方を誘導するのが一番先であると考えております。

用途地域の中に入れ込んできた工場というのは、工場という用語が先行しておりますが、作業場や靴屋など個人で小さい機械を使う場合も作業場となりますので、建築基準法の用途上は工場となります。そのため、ある程度のものが救えるというようなことで考えています。

○田中委員

ソーラーパネル設置は現時点で住宅のゾーンでも設置できるものなのか。

○都市計画課係長

今回この変更するのはあくまで建築物です。ソーラーパネルにつきましては、建築物ではなくて工作物という扱いなので、今回のこの規制の話からは、全く対象外の話になります。

○志賀委員

学校近辺などももちろんだが、住居を建てるところの道路環境を良くする方向性で、道路を切り替えてもらいたいと願う。道路の整備はどうなっているのか。

○都市計画課長

他部署とも協議をしています。当然ながら通学路近辺は、非常に危険な箇所ですので、そのあたりの再確認、カーブミラーの設置等、できるところから、

今回の用途地域に合わせて検討を加えていく必要があり、具体的にどこをどうするというのはこれからだと考えています。

方向性が決まった段階で、道路についての検討にも当然必要だということで市も認識しておりますので、関係課と連携しながら進めていきたいと思います。

○小林委員

8ページの図を見るとほとんどが黄色の網掛けになっている。小高産業高校、小高小学校、中学校も含めて、子供たちが通学の際に事故に遭わないように協議を進めて欲しい。

4 その他

視察研修先の選定

次回の開催日程について 事務局より説明。

5 閉会

以上のとおり相違ありません。

会長

平間 勝成

会議録署名人

鈴木 香織

会議録署名人

藤原 ヒロ子
